



鳥取県公報

平成 30 年 9 月 11 日 (火)
第 9 0 3 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定の解除予定 (3 件) (540~542) (森林づくり推進課) 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (543) (中部総合事務所福祉保健局) 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (544) (〃) 3
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (545) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (546) (会計指導課) 3
◇ 公 告	砂利採取業務主任者試験の実施 (治山砂防課) 3
	平成30年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度 (追加募集: 薬剤師・獣医師・電気)) の実施 (人事委員会事務局任用課) 4
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 7
◇ 調達公告	落札者の決定 (3 件) (物品契約課) 9

告 示

鳥取県告示第540号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥767の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第541号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥763の2・764の2・767の3・768の2・789の2・790の2（以上6筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第542号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町笠木字下谷中山2999の2から2999の10まで、3001の2、3006の2から3006の5まで、3007の2、3009の2、字生賀野路3015の3
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第543号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年9月11日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社武本薬局	武本薬局あげい店	倉吉市伊木201-4	平成30年9月3日	平成30年6月30日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第544号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成30年9月11日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社武本薬局	武本薬局あげい店	倉吉市伊木201-4	平成30年9月3日	平成30年6月30日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第545号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年9月11日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人遊歩	米子市彦名町2850-1	かわさき吾亦紅	米子市河崎1414	就労移行支援	平成30年9月30日

鳥取県告示第546号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成30年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
408	鳥取銀行 米子駅前支店	所在地	米子市明治町181	米子市角盤町二丁目50	平成30年9月10日

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成30年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成30年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成30年11月9日（金）午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室及び第32会議室

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 砂利の採取に関する法令	2時間
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	

3 受験申込手続

受験願書（出願前6月以内に撮影した正面上半身像の写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。）で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。以下「カラー写真」という。）を添付すること。）及び受験票（カラー写真を貼り付けること。）を、平成30年9月14日（金）から同年10月12日（金）までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成30年10月12日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し62円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験の当日に試験の会場において案内する。

6 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。

(2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部治山砂防課（電話0857-26-7384）

鳥取県土整備事務所（電話0857-20-3641）

八頭県土整備事務所（電話0858-72-3862）

中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3217）

西部総合事務所米子県土整備局（電話0859-31-9711）

西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局（電話0859-72-2047）

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成31年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成30年9月11日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

1 試験の名称

平成30年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：薬剤師・獣医師・電気））

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数

薬剤師	公衆衛生コース	1名程度	
獣	医	師	2名程度
電	気	1名程度	

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次の給料月額のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

(1) 薬剤師 6年制大学卒：211,500円 4年制大学卒：192,300円

(2) 獣医師 249,300円

(3) 電気 186,400円

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 薬剤師 昭和58年4月2日以降に生まれた者

イ 獣医師 昭和43年4月2日以降に生まれた者

ウ 電気

(ア) 昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

(イ) 平成9年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成31年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認めるもの

(2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
薬剤師 (公衆衛生コース)	薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条の規定により薬剤師の免許を受けた者又は平成31年4月30日までに受ける見込みの者であること。ただし、第103回（平成30年）以前の薬剤師国家試験の合格者については、平成31年3月31日までにこの免許を取得する見込みの者であること。
獣医師	獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定により獣医師の免許を受けた者又は平成31年4月1日までに受ける見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成31年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、論文試験及び適性検査

(注) 論文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、論文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成30年10月21日（日）

(3) 試験会場

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

鳥取県西部総合事務所会議室 米子市糺町一丁目160

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（集団討論及び個別面接）

（注）受験者の人数によっては人物試験のうち、集団討論を実施しない場合がある。

(2) 試験期日

平成30年11月下旬（予定）

(3) 試験会場

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、論文試験又は適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する論文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、論文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成30年11月8日（木）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成30年12月上旬（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成31年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人

事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎1階、八頭庁舎別館1階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部及び名古屋代表部において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）のとっとり電子申請サービス（<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>）を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成30年9月14日（金）午前9時から同年10月1日（月）午後5時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成30年9月14日（金）から同年10月1日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成30年10月1日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.lg.jp）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第1次試験の合格発表以降の日程は、予定であり、変更される場合がある。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成30年9月11日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成30年10月8日 午後1時から午後 3時30分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市宮射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	6人
平成30年10月15日	西伯郡南部町鴨部933	〃	〃	5人

午後1時から午後4時まで	米子国際射撃場			
平成30年10月29日 午後1時から午後4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成30年10月2日 午前10時から午後2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
平成30年10月9日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成30年10月16日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成30年10月23日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成30年10月30日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成30年10月30日 午前9時から正午まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレイ射撃場	〃	〃	3人

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1	調 達 件 名 及 び 数 量	全国瞬時警報システム（Jアラート）新型受信機（東部地区）	44台
2	契 約 方 式	一般競争入札	
3	落 札 日	平成30年7月25日	
4	落札者の名称及び所在地	西日本電信電話株式会社鳥取支店 鳥取市湯所町二丁目258	
5	落 札 金 額	35,544,960円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	
6	入 札 公 告 日	平成30年6月8日	
7	落 札 方 式	最低価格落札方式	
8	契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県総務部総合事務センター物品契約課 鳥取市東町一丁目220	

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1	調 達 件 名 及 び 数 量	全国瞬時警報システム（Jアラート）新型受信機（中部地区）	27台
2	契 約 方 式	一般競争入札	
3	落 札 日	平成30年7月25日	
4	落札者の名称及び所在地	西日本電信電話株式会社鳥取支店 鳥取市湯所町二丁目258	
5	落 札 金 額	21,811,680円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	
6	入 札 公 告 日	平成30年6月8日	
7	落 札 方 式	最低価格落札方式	
8	契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県総務部総合事務センター物品契約課 鳥取市東町一丁目220	

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1	調 達 件 名 及 び 数 量	全国瞬時警報システム（Jアラート）新型受信機（西部地区）	37台
2	契 約 方 式	一般競争入札	
3	落 札 日	平成30年7月25日	
4	落札者の名称及び所在地	西日本電信電話株式会社鳥取支店	

	鳥取市湯所町二丁目258
5 落札金額	29,890,080円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成30年6月8日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県総務部総合事務センター物品契約課 鳥取市東町一丁目220